

自治体資産の管理運営とPPP手法



大阪市立大学大学院都市経営研究科 教授
佐野 修久

1 はじめに

今後人口減少が急速に進行する中、地方自治体においては、地域の特性等を活かし、人口減少を抑制するとともに、移出の増加等による需要の拡大を図ることを通じ、地域経済の持続的な発展を目指す「地方創生」に真剣に取り組んでいくことが求められる。

一方、自治体自身においても、人口減少等を前提とした公共施設等の供給量の見直しなど、公共施設等を適切にマネジメントしていくことが必要となる。

本稿では、今後公共施設等をマネジメントしていく上で有効な手法となり得るPPP（公民連携）について概観することにした。

2 公共施設マネジメントとPPP

公共施設等のあり方を見直し、自治体として適切なマネジメントをしていくことが求められる背景としては、主に以下の3点があげられる。

第一に、既存施設の維持更新投資の増大と集中化である。自治体の所有する公共施設等は、一般的に高度経済成長期に集中して整備されたものが多く、これらの施設が一斉に耐用年数を迎えつつある。安全性を確保するため、これらの施設のうち必要とされる施設については、厳しい財政制約のもと、建替や長寿命化改修といった維持更新投資を今後集中的に行うことが必要になる。

第二に、公共施設等における資産リスクの高まりである。耐用年数が到来するなど劣化の著しい公共施設等において適切な維持更新・管理が行われないと、事故が起こる可能性が

高まることになり、事故が起こった場合、すなわちリスクが顕在化した場合には、自治体が責任を問われることになる。

第三に、公共施設等における需給バランスの変化である。人口の減少は公共施設等の利用者の減少につながるため、現状の公共施設等の量を維持するならば、人口一人当たりの公共施設量は増加、当該公共施設等を維持するための一人当たりの負担額は膨大なものとなる。加えて、高齢者の増加など人口構成も大きく変化しており、こうした需給バランスの変化に応じた見直しを図っていくことも必要になる。

こうした背景のもと、財政が厳しさを増していることに鑑みれば、現在の公共施設等すべての維持更新を図り維持していくことが困難なことは明らかである。したがって、あらゆる公共施設等について、必要性や物理的劣化度等の観点から評価し、

- そのまま維持する
 - 建替、増改築、改修等を図る
 - 集約化・多機能化を図る
 - 売却・貸付・転用を図る（跡地を含む）
- など今後の施設のあり方について検討・選択の上、実践していくことが不可避となっている。

そして、財政負担を軽減し質の向上を図りつつ、その実践を図っていくためには、従来のようにすべてを自治体が担うのではなく、行政と民間主体が適切に連携するPPP（Public Private Partnership、公民連携）を活用していくことも重要な視点となろう。